

お知らせ

福岡県特定最低賃金改正

特定最低賃金

製鉄業、
製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業

1時間 **1,106円**

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

1時間 **1,071円**

輸送用機械器具
製造業

1時間 **1,081円**

百貨店、総合スーパーマーケット

1時間 **1,000円**

自動車(新車)小売業

1時間 **1,066円**

効力発生日 令和6年12月10日

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間992円)が適用されます

☎ 福岡労働局 労働基準部 賃金室 ☎ 092-411-4578

相談

労働関係のトラブル解決をサポート

労使交渉が進展しない、使用者から不当な取扱いを受けた等、労働組合と使用者との労働問題解決のための

あっせんの申請、不当労働行為救済申立ては、福岡県労働委員会へ相談してください。

労働組合と
使用者のトラブル

労働委員会事務局へ

使用者による不当労働行為に対して救済を受けたい場合

双方の主張を調整し、トラブルを短期間で解決したい場合

不当労働行為の
救済

労使紛争の
あっせん

申立て

申請

労働委員会
による審査

労働委員会
によるあっせん

☎ 福岡県 労働委員会事務局

■労使紛争の調整(あっせん等) 調整課 ☎ 092-643-3980

■不当労働行為の審査等 審査課 ☎ 092-643-3982



労働者個人と
使用者のトラブル

労働者支援事務所へ

労働相談

専門的知見を要する場合、委員によるあっせんを希望する場合など

労働相談での助言だけでは解決できない場合

申請

申請

労働委員会委員
によるあっせん

労働者支援事務所
職員によるあっせん

☎ 福岡県 筑後労働者支援事務所

☎ 0942-30-1034

F 0942-30-1025



障害者雇用の相談は「ぽるて」へ

障害者就業・生活支援センター「ぽるて」は、障害者雇用のための雇用管理への助言、職場定着支援、復職支援などを行い、企業の「雇いたい」を支援しています。

相談時間 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始休み)

開所時間 9:00～17:15



☎ 障害者就業・生活支援センター ぽるて ☎ 0942-65-8367 F 0942-65-8378 ✉ porte@mx41.tiki.ne.jp 所 合川町1490-8

久留米市 商工労働ニュース 72号

2025年 春 2月28日発行

凡例:

☎ 問い合わせ先 申 申し込み先・問い合わせ先

☎ 電話 F FAX ✉ Eメールアドレス 所 所在地

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは

久留米市労政課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL 0942-30-9046

FAX 0942-30-9707

E-mail:rousei@city.kurume.lg.jp